

鳥取県町村総合事務組合の審査会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成29年 月 日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県町村総合事務組合の次の各号に掲げる者の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例（昭和36年鳥取県町村職員退職手当組合条例第2号）第18条に規定する退職手当審査会の委員
- (2) 鳥取県町村総合事務組合消防補償審査会条例（平成29年鳥取県町村職員退職手当組合条例第 号）第1条に規定する審査会の委員
- (3) 鳥取県町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成29年鳥取県町村職員退職手当組合条例第 号）第4条に規定する認定委員会の委員及び同条例第19条に規定する審査会の委員
- (4) 地方自治法第100条第1項に基づき議会の請求により出頭した者並びに管理者及び第1号から第3号に掲げる各審査会から命ぜられて出頭した者（以下「出頭者」という。）

(報酬)

第2条 前条第1号から第3号に掲げる者に支給する報酬は、日額9,500円とする。

- 2 前条第4号に掲げる者には、報酬は支給しない。

(審査会委員等の費用弁償)

第3条 第1条第1号から第3号に掲げる者が職務のため旅行した場合その他職務を行うため要した費用弁償については、鳥取県町村総合事務組合特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和41年鳥取県町村職員退職手当組合条例第19号）の規定を準用する。

(出頭者の費用弁償)

第4条 出頭者の費用弁償については、鳥取県町村総合事務組合職員等の旅費の支給に関する条例（昭和46年鳥取県町村職員退職手当組合条例第43号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。